

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

このことについて、厳しい状況が続く経営環境の中で、とりわけ元請下請取引の適正化が従来にも増して強く求められており、それが上位下請と下位下請の取引にも大きな影響を与えていることを踏まえ、関係法令や指針等を遵守するほか、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び適切な代金の支払等元請下請取引の適正化、施工管理の徹底等に一層努められるよう、お願いいたします。

記

1. 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。また、工事現場における工程管理や品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意し、賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。

2. 標準見積書等の法定福利費の内訳明示された見積書の提出・尊重による社会保険への加入徹底について

元請負人においては、下請負人との契約に当たっては、専門工事業団体が作成した法定福利費が内訳明示された標準見積書の提出を強く働き掛けるとともに、提出された見積書を尊重すること。下請負人においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請負人に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させること。

3. 契約について（別紙1参照）

建設工事の契約の締結については、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書により、具体的な工事内容、適正な請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、設計変更・工期の変更・請負代金の変更に関する定め等を明示した契約を建設工事着工前までに締結すること。

特に、請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用や一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。また、請負代金を決定する際、下請負人と十分な協議をせず又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないように留意すること。さらに、工期又は請負代金に変更が生じる場合は、変更工事の着工前に書面により変更契約を行うこと。

4. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を

受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者からの申出があったときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

5. 下請代金の支払について

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申出を行った日から50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金の支払を行うように留意すること。

また、下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合には、少なくとも労務費相当分を現金払とするよう支払条件を設定すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了した後、正当な理由なく長期間にわたり下請代金の一部を支払わないことがないように留意すること。

手形期間については、120日以内で、できる限り短い期間とすること。特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

6. 下請負人への配慮等について

元請負人は下請契約の締結に際し、法定福利費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費を適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。特に、建設業退職金共済制度については、公共工事のみならず、民間工事における利用にも努めること。また、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。特に元請負人は、中間前金払制度の適用対象となっている工事については、積極的に活用することにより、下請負人への支払の適正化に配慮すること。さらに、「地域建設業経営強化融資制度」による資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。

特定建設業者は、建設業法第24条の6に基づき下請負人が建設業法その他関係法令に違反しないよう指導に努めること。また、第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

7. 建設労働者の適正な賃金の支払について

工事費の積算は、公共工事設計（二省協定）労務単価に基づく労務単価で積算しているので、この点に十分留意し、建設労働者の賃金の支払について適切な配慮をすること。

8. 施工管理の徹底について（別紙2参照）

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・

契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となる場合は、契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、公共工事については、元請負人（一般建設業含む。）が下請契約を締結するとき、下請契約の請負代金の額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出すること及び施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、合わせて徹底すること。

9. 技能労働者への適切な賃金の支払について

元請負人は、発注者からの適切な価格での受注、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払に関する下請への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開し、技能労働者に対して適切な水準の賃金が支払われるよう努めること。

10. 消費税の円滑かつ適正な転嫁について

元請負人は、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守し、下請負人との間で交わされる下請契約等において、消費税転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

11. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記1から10までの事項に準じた配慮をすること。

【別紙1】

適正な下請契約の締結について

厳しい経営環境の中で、とりわけ元請下請取引の適正化が従来にも増して強く求められているところですが、公共工事の下請契約においては下請業者への工事代金の未払等の不適正な事例が見受けられます。

建設業法（以下「法」という。）第19条においては、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第1項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

このことについて、元請下請取引を適正に実施するため、法に基づいた契約締結に努めるとともに、貴社の下請の建設業者に対しこの旨を周知徹底してください。

なお、注文書及び請書の形態により請負契約する場合については、下記の事項の要件を満たさなければなりません。

記

1 注文書・請書による請負契約を締結する場合において、次の（1）又は（2）の区分に従い、それぞれ各号の全ての要件を満たさなければならない。

（1）当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合

- ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第19条第1項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
- ② 注文書及び請書には、法第19条第1項第1号から第3号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

（2）注文書及び請書の交換のみによる場合

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。
- ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第19条第1項各号に掲げる事項を記載すること。
- ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。

- ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第19条第1項第1号から第3号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

2 注文書・請書による請負契約を変更する場合において、当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみであるときは、次によることができる。

- ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
- ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。
ただし、当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合には、当該変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。

【別紙 2】

公共工事における施工体制の強化について

公共工事における施工体制台帳及び施工体系図の作成等は、建設業法、同施行令、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、発注者から直接工事を請け負った建設業者が下請契約を締結したときに義務付けられています。

なお、本市においては、不良不適格業者の排除を進め、工事の品質低下、下請代金未払の発生、安全対策の不徹底等を未然に防ぐため、施工体系図の記載範囲は建設工事を請け負う下請負人だけでなく、全ての下請負人に拡充することで施工体制のさらなる強化を実施しています。

建設業者の皆様には、上記の趣旨及び内容をご理解のうえ、下記のとおり、より一層の適正な施工体制の確立へご尽力いただきますようお願いいたします。

記

○対象工事

- ・ 建設業者が施工する公共工事で、工事を施工するために下請契約を締結したものの

○施工体制台帳

- ・ 施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、その写しに下請契約書(請負代金額が明示されているもの)の写しを添付して、速やかに監督員に提出しなければならない。
- ・ 施工体制台帳の記載事項等に変更があったときは、その都度、速やかに変更された施工体制台帳の写しを監督員に提出しなければならない。
- ・ 監督員等から公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
- ・ 建設工事を請け負う下請負人が記載対象の範囲となる。
- ・ 平成24年11月の建設業法施行規則改正により、施工体制台帳及び再下

請負通知書に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況に関する事項が追加されているので、下請負人が保険未加入企業である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うこと。

○施工体系図

- ・ 各下請負人の工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。また、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、速やかに施工体系図を変更しなければならない。
- ・ 全ての下請負人が記載対象の範囲となる。(※)

※建設工事だけでなく建設工事以外を請け負う下請負人(産業廃棄物及び建設発生土等処理業者(収集運搬業者、中間処理業者、処分業者)並びに警備業者等)においても、記載すべき下請負人の対象として扱うこととし、建設発生土等の搬出先についても、施工体系図の中で明示するものとする。

○施工体系図(イメージ図)

発注者名		工期	自平成 年 月 日
工事名称			至平成 年 月 日

(元請)

会社名	
監理技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	

(1次下請)

建設工事	会社名	
	工事内容	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	主任技術者名	
	専門技術者名	
	担当工事内容	

(2次下請)

建設工事	会社名	
	工事内容	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	主任技術者名	
	専門技術者名	
	担当工事内容	

(3次下請)

建設工事	会社名	
	工事内容	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	主任技術者名	
	専門技術者名	
	担当工事内容	

建設工事だけでなく建設工事以外を請け負う下請負人(産業廃棄物及び建設発生土等処理業者(収集運搬業者、中間処理業者、処分業者)並びに警備業者等)においても、記載すべき下請負人の対象として扱うこととし、建設発生土等の搬出先についても、施工体系図の中で明示すること。

業務委託等を請け負う業者については、『警備業務』の委託業務の記載例を参考に、その業務に必要な項目を追加するなどして記載すること。

建設発生土等の収集運搬についても『建設廃棄物の処理委託』の産業廃棄物の収集運搬を参考に記載すること。

「専門技術者」とは、建設業法26条の2の技術者をいう。すなわち、土木一式工事または建築一式工事において、当該一式工事を自ら施工する場合や附帯工事を自ら施工する場合に置かなければならない技術者をいう。自ら施工する場合は、専門技術者及び担当工事内容を記載することとなる。

建設工事	会社名	
	工事内容	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	主任技術者名	
	専門技術者名	
	担当工事内容	

建設工事	会社名	
	工事内容	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	主任技術者名	
	専門技術者名	
	担当工事内容	

建設工事	会社名	
	工事内容	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	主任技術者名	
	専門技術者名	
	担当工事内容	

警備委託	会社名	
	委託内容	交通整理等
	期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

建設工事	会社名	
	工事内容	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	主任技術者名	
	専門技術者名	
	担当工事内容	

建設工事	会社名	
	工事内容	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	主任技術者名	
	専門技術者名	
	担当工事内容	

の建設処理廃棄物委託	会社名	
	委託内容	産業廃棄物の収集運搬
	期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	廃棄物の種類	
	処分場所	

の建設発生土委託等	搬出先名称	
	搬出内容	建設発生土等の搬出()【注2】
	期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	建設発生土等の種類	
	搬出場所	

建設工事	会社名	
	工事内容	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	主任技術者名	
	専門技術者名	
	担当工事内容	

の建設処理廃棄物委託	会社名	
	委託内容	産業廃棄物の処分()【注1】
	期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	廃棄物の種類	
	施設の所在地	

【注2】
()内は処理状況に応じて[最終処分]、[公共工事間流用]、[再資源化施設]、[ストックヤード]のどれかを記入する。

【注1】
()内は処分状況に応じて[中間処理]か[最終処分]か記入する。中間処理後の最終処分(再生を含む)については、記載を必要としない。

搬出先が個人地の場合は個人情報に該当するため『個人』と表記すること。

「建設発生土等」とは、建設発生土及び有価物(他人に有償で売却できるもの)を意味する。